

令和2年3月19日発行

改正民法・配偶者居住権

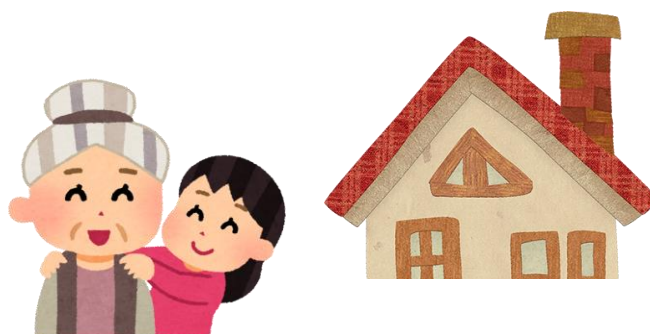
2020年4月から、配偶者居住権という権利が創設されます。配偶者居住権とは、相続開始時に被相続人所有の建物に居住する配偶者が、その建物を無償で使用収益することができる権利です。この権利を取得した配偶者は、仮に建物の所有権を他の相続人が相続したとしても、原則、終身又は一定期間無償で建物に住み続けることが可能となります。

従来は自宅以外にあまり相続財産がないというケースでは、他の相続人に対する代償金を支払うための現金や預貯金がないために、配偶者が自宅を相続することができず、自宅を手放さざるを得ない（そのために転居を強いられる）という状況が生じることがありました。また、自宅を配偶者以外の者に相続させるとの遺言があるケースにおいて、自宅を相続した相続人から立ち退きを求められると、配偶者は立ち退かざるを得ないこととなっていました。

しかし、高齢者が住み慣れた自宅を離れることは、精神的にも肉体的にも負担が大きく、このような事態が生じないようにする必要があります。そこで、配偶者居住権の制度が創設されました。

配偶者居住権は、相続開始のときに居住していた配偶者に認められる権利で、①遺産分割、②遺贈・死因贈与、③家庭裁判所の決定のいずれかによって成立します。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合には認められません。また、居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負います。

所有権は他の相続人が取得することができますので、配偶者居住権を設定すると一つの自宅に利用権と所有権の二つの権利が存在することになります。





家族信託の基礎知識

まだ認知度は高くありませんが、高齢者や障害者にも柔軟な財産管理と円満・円滑な資産承継を行うことを目的とした「家族信託」という仕組みがあります。

例えば老親が不動産や預貯金など財産の管理と処分を託すために子と「信託契約」を交わします。契約とは、契約当事者となる双方がその目的・効果を理解して行うものなので、親がその判断力を有している間に行います。

この「家族信託」は、「委任契約」「成年後見制度」「遺言」という3つの要素を含みます。

「委任契約」の効果：信託の「受託者」となる「子」は、財産の管理・処分を担い、たとえば不動産であれば登記簿には信託契約の概要が公示され、これにより「子」が財産を処分する権限を持つことを第三者が知ることができます。しかし、信託財産は「受益者」である親のものであることに変わりはありません。

「成年後見制度」の効果：老親が元気なうちは本人の指示や希望を元に財産の運用管理をし、先で認知症や大病により理解力が衰えたとしても「受託者」である子が本人に代わってそれを行うことができます。

「遺言」の効果：「家族信託」では、「遺言」にできない「何段階もの遺産相続先を指定する」こともできます。

申告・納付期限の延長について

確定申告会場の混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国税庁より申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長されることが発表されました。

過去にも震災による被災者等を対象とした申告期限の延長は例がありますが、確定申告の期限が全国一斉に延長されるのは今回が初めてです。

申告期限・納付期限

| | 従来 | 延長後 |
|-----------|--------------|--------------|
| 申告所得税 | 令和2年3月16日(月) | 令和2年4月16日(木) |
| 個人事業者の消費税 | 令和2年3月31日(火) | 令和2年4月16日(木) |
| 贈与税 | 令和2年3月16日(月) | 令和2年4月16日(木) |

申告期限・納付期限の延長に伴い、振替納税の振替日についても申告所得税が従来の令和2年4月21日(火)から令和2年5月15日(金)、個人事業者の消費税が従来の令和2年4月23日(木)から令和2年5月19日(火)へ延長されます。従来と振替日が変わりますので通帳の残高には十分にご注意ください。